

組合管理道路の掘り返し規制期間【3年間】内の  
供給処理施設（水道・ガス・污水・雨水）引込み工事の舗装復旧について

舗装工事が完了している箇所で引込み工事を施工する場合は、  
以下のとおり舗装復旧してください。

「車道部・歩道部」

ア) 復旧幅は引込み工事の掘削幅が1mまでは、影響幅を1m加えて3mとすること。  
また、掘削幅が1メートルを超えるときは、以下のとおりとする。

掘削幅	復旧幅
1.0mを超え 1.5mまで	3.5m
1.5mを超え 2.0mまで	4.0m
2.0mを超え 2.5mまで	4.5m
2.5mを超え 3.0mまで	5.0m

※ ただし、上記復旧幅は隣接する他の工事の復旧幅との離隔が1m未満の場合は  
これを加えた幅とすること。

イ) 復旧長は絶縁部（歩道：全幅 車道：全幅）までとする。

その他、白線復旧について等、特に定めのない事項については、別途協議すること。

